

令和4年(ワ)第30955号 国家賠償請求事件

原告 相嶋 [REDACTED] 外2名

被告 国

証拠説明書 2 (甲A号証)

令和5年3月23日

東京地方裁判所民事第30部合議2A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高田



弁護士 鄭 一志



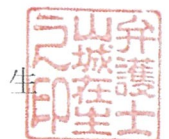
弁護士 河村



弁護士 我妻 崇明



弁護士 山城 在生



弁護士 三木 隼輝



頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明を致します。

なお、原告らが既に提出した訴状において定義した語句は、本書においても同一の意義を有するものとして用います。

記

号証	標目	原本 写し の別	作成年月 日	作成者	立証趣旨
甲A3	■■■■ 内科ク リニックの カルテ	写し	平成30年 10月12日 ～令和2 年10月12 日	■■■■ 内科 クリニック （赤字 の翻訳部 分は原告 相嶋 ■■■■ ■■■■）	逮捕勾留前の亡相嶋の身 体の状況等。
甲A4	順天堂のカ ルテ	写し	令和4年3 月27日	順天堂大 学医学部 順天堂医 院（赤字 の翻訳部 分は原告 相嶋 ■■■■ ■■■■）	亡相嶋の疾病の状況等。
甲A5	■■■■ 病 院のカルテ	写し	令和4年3 月7日	■■■■ 病院 （赤字の 翻訳部分 は原告相 嶋 ■■■■ ■■■■）	亡相嶋の疾病の状況及び 治療経過等。
甲A6	用語一覧表	原本	令和5年3 月16日	原告相嶋 ■■■■	甲A5の用語の意味等。

以上